平成20年　№28

東京学芸大学研究員受入規程の一部を改正する規程

制定理由

委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成20年４月23日　教育研究評議会　審議・承認

東京学芸大学研究員受入規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年４月24日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲　山　恭　彦

平成20年規程第31号

東京学芸大学研究員受入規程

東京学芸大学研究員受入規程（平成９年規程第24号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学研究員受入規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
（略） （申請） 第５条　内地研究員及び情報処理関係内地研究員に係る派遣機関の長は，別に定めるところにより，研究員の受入れの承認，承諾，許可について学長に申請するものとする。 ２　私学等研修員及び内地研修員に係る派遣機関の長は，別紙様式１の調書を添えて，研究員の受入れの承認又は承諾について，学長に申請するものとする。 ３　受託研究員に係る派遣機関の長は，別紙様式２の調書を添えて，研究員の受入れの許可について学長に申請するものとする。 ４　個人研究員を受け入れようとする部局の長は，別紙様式１の調書を添えて，研究員の受入れの承認について，学長に申請するものとする。 ５　特別研究員を受け入れようとする部局の長は，当該研究員に係る指導教員を定め，当該募集要項の定めるところにより，研究員の受入れの承諾について学長に申請するものとする。 （受入許可） 第６条　学長は，前条の申請があったときは，教育研究評議会の意見を徴して決定するものとする。 （略） 附　則 この規程は，平成20年４月24日から施行し，平成20年４月１日から適用する。	（略） （申請） 第５条　内地研究員及び情報処理関係内地研究員に係る派遣機関の長は，別に定めるところにより，研究員の受入れの承認，承諾，許可について学長に申請するものとする。 ２　私学等研修員及び内地研修員に係る派遣機関の長は，別紙様式１の調書を添えて，研究員の受入れの承認又は承諾について，学長に申請するものとする。 ３　受託研究員に係る派遣機関の長は，別紙様式２の調書を添えて，研究員の受入れの許可について学長に申請するものとする。 ４　個人研究員を受け入れようとする部局の長は，別紙様式１の調書を添えて，研究員の受入れの承認について，学長に申請するものとする。 ５　特別研究員を受け入れようとする部局の長は，当該研究員に係る指導教員を定め，当該募集要項の定めるところにより，研究員の受入れの承諾について学長に申請するものとする。 （受入許可） 第６条　学長は，前条の申請があったときは，部局長会の意見を徴して決定するものとする。 （略）